



冬季死亡災害ゼロ100日運動通信

【運動期間：令和7年11月21日～令和8年2月28日】

令和7年
12月号

「冬季死亡災害ゼロ100日運動」が始まりました！



11月21日から「冬季死亡災害ゼロ100日運動」が始まりました。当地域では、死亡労働災害の防止と徹底を図るため、夏季の101日間と冬季の100日間を労働者の生命を守る重要な活動期間と位置づけ、平成8年度から継続して「夏季死亡災害ゼロ101日運動」と「冬季死亡災害ゼロ100日運動」に取り組んでいます。

自分たちの職場での「死亡災害ゼロ」を確実なものとし、ひいては当地域での「死亡災害ゼロ」を達成するため、各事業場におかれましては、**安全衛生管理体制を強固**なものとし、**労働者一人ひとりの安全衛生意識の高揚**を図り、**労使双方の協力**のもと各重点事項への取組みをお願いします。

なお、今回の**重点**は、【冬季要因による転倒災害をなくそう！】【冬季要因による交通労働災害をなくそう！】【墜落災害をなくそう！】【製造装置等機械設備による労働災害をなくそう！】【車両系機械による労働災害をなくそう！】の5つとしています。各**重点の詳細**については、**運動リーフレットの裏面**をご確認ください。

(1) 転倒災害の特徴

冬季以外の転倒は躊躇して前向きに転倒することが多く、負傷部位は手や足となることが多いですが、冬季の転倒は滑って後頭部を路面に打つように転倒する事が多く、負傷内容は頭部打撲、脳震盪や外傷性クモ膜下出血などの重症になることも少なくありません。

昨シーズンの当署管内での休業4日以上の冬季特有要因による労働災害は、前シーズンの3件から急増して21件と多発しました。このうち、転倒が18件、墜落が3件、交通事故などその他冬季災害は0件でした。18件の中には、背中・腰・臀部を打つ事案も多いですが、頭部打撲・脳震盪・外傷性クモ膜下出血となった事案も複数ありました。

また、**特徴**として、

18件中12件(約7割)は、**午前6時頃から午前8時30分**に発生していること。
12件のうち7件は、出勤時に発生していること。
12件のうち3件は、除雪作業中に発生していること。
が見られました。



朝、職場の駐車場から職場の玄関までの間を移動中に転倒、仕事を開始する前の除雪作業中に転倒が多いので、**冬季の転倒防止は、朝対策がポイント**と言えそうです。

(対策内容は運動リーフレットの裏面をご確認ください)

(2) 冬季の“歩き方”

～ペンギン歩行を意識して～

冬季の転倒防止の管理としては、除雪や融雪剤散布といったことも当然必要になりますが、中には、職場の管理外の場所(例えば公道)を移動すること、除雪等をしても時間の経過で環境が戻ること、気象状況が日々異なることなど、確実な管理が行ないにくい面もあります。

転倒防止の視点(種類)にもさまざまありますが、「安全な歩き方」のポイントを全労働者に安全教育することも効果があります。

ぜひ、安全な歩き方を意識して、この冬を安全に乗り越えましょう。

～ 安全な歩き方の例 ～

- 歩幅は小さく
- すり足で
- 靴の裏全体をつけて(体重は足全体にかける)
- ゆっくりと
- 腰を落とし気味でひざを曲げて
- 両手でバランスを意識して
- 滑りにくい靴を履く

など



(3) 体操でからだをほぐそう

冬季は寒さによって身体が硬直しやすくなります。ラジオ体操や転倒予防体操、けんせつ体幹体操などで身体を十分にほぐしてから安全作業を進めましょう。

いわて年末年始無災害運動 冬季転倒災害防止対策強化期間 への取り組みもお願いします。

岩手労働局では、**12月1日から令和8年1月31日**まで「**いわて年末年始無災害運動**」を展開します。また、冬期間における転倒災害を防止するため、**12月から2月まで**を「**冬季転倒災害防止対策強化期間**」と定め、「いわて年末年始無災害運動」と連動して転倒災害防止に取り組みます。

詳しくは、各運動のリーフレットをご確認ください。



年末年始の慌ただしさによる 危険を防ぎましょう

年末年始の慌ただしい中での危険行動を防ぐため、以下に目を通し、心の中に留めておきましょう

年末年始の多忙な時期が近づき、これから作業を「急いで」行うことが増えてくるかもしれません。

作業を「急いで」行うということは文字通り、作業にかける時間を短縮するということを意味していますので、通常行う確認や点検等に十分な時間をかけられず疎かになってしまい危険性を孕んでいます。あるいは、時間短縮のため全く省略してしまうこともあるかもしれません。

忙しい中にあっても労働災害の発生を防ぐため、右の事項について労使間で再確認をお願いします。



左記を防ぐために、次のことを心がけましょう

- ムリの無いスケジュール管理に努めること
- 安全な進捗が困難な場合は、注文者や上司などと協議すること
- 作業内容等を計画変更する場合には、安全対策も十分に確認すること
- 日常的な打合せの実施、こまめな報・連・相の徹底を行うこと
- 現場の様子を確認し、必要に応じてその対応を行うこと
(安全指示あるいは作業スケジュールの再検討・打合せ)
- 点検はいつも以上に慎重かつ念入りに行うこと
- 注意行動を行うこと(一人KY、相互問い合わせKY(声かけ)、指差呼称)
- 体操をして身体をほぐす、十分に休みを取ること
- ストレスを溜めないこと

労働災害の発生状況

- ◆ 一関労働基準監督署管内で令和7年に発生した休業4日以上の労働災害による死傷者数(新型コロナウィルス感染症によるものを除く)(10月末現在)は全産業において128人で、前年同期比で+25人となりました。
- ◆ 主な業種別では、製造業が41人(前年同期比+14人)、保健衛生業が18人(同+4人)、商業が14人(-1人)、建設業が13人(同-7人)、運輸交通業が11人(同±0人)などとなっています。
- ◆ 事故の型別では、「転倒」が43(同+18人)、「墜落、転落」が27人(同+5人)、「はさまれ、巻き込まれ」が11人(同+3人)などとなっています。
- ◆ 今年も年代が高いほど被災者が多い特徴に変化がなく、とくに**60代での発生が最も多い状況となっています**。(イジ フレンド リーガ イド ラインへの取組みが大切です)

製造業での増加が著しく(前年同期比+51.9%)、とくに事業場規模では労働者数50人以上の事業場が製造業全体の73%を占めています。安全管理者の職務、安全委員会での審議、を適切に実施していただくようお願いします。

労働災害事例 (10月把握分の一部)

- 【製造業】はさまれ、巻き込まれ
複数の糸を集約するロール機のロールに指を巻き込まれた。カバーは設置されていなかった。
- 【製造業】切れ、こすれ
食品製造用のコンベアベルトにねじれを見つけ、直そうとカバーの脇の隙間から手を入れたところ、切断用カッターに接触した。
- 【ビルメンテナンス業】墜落
ホテルの受水槽の洗浄作業後の点検時、受水槽天板上に敷いた滑り止め用の段ボールで足を滑らせ、4m下に墜落した。
- 【旅館業】墜落、転落
高さ80cmの脚立の天板部分に乗って天井のシーリングライトの清掃作業中に、体勢を崩して墜落した。
- 【飲食店】転倒
エレベーターに乗るために走ったところ、身体のバランスを崩して前に倒れた。
- 【製造業】動作の反動、無理な動作
重さ13kgの脱型したブロックを下ろして立ち上がろうとした時、腰に激痛を感じた。